



電波監理委員会告示第四百五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月五日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年一月十七日 第七二〇七号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 固定局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬の秋田及び新潟の各固定局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 酒田市船場町二二番地 北緯三三度四九分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、發振方式及び空中線電力 JNR135 A一三、六六五kc 水晶發振 五〇W
十 空中線の型式及び構成 Y型
十一 運用許容時間 常時
十二 運用義務時間 常時
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月五日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年一月十七日 第七二〇四号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 固定局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬船局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 釜石市須賀町 北緯三四度五三分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、發振方式及び空中線電力 JN115 A三 一、六二〇kc 一、四〇〇kc 一、七八五kc 水晶發振 終段陽極變調 二五W
十 空中線の型式及び構成 傾斜型
十一 運用許容時間 常時
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月五日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年一月十七日 第七二〇五号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 固定局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬の函館、八戸及び秋田の各固定局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 青森市新觀町二八番地の八〇 北緯三四度四分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、發振方式及び空中線電力 JNH135 A一三、六六五kc 水晶發振 五〇W
十 空中線の型式及び構成 Y型
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第四百九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月五日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年六月一日 第四〇〇一号
二 承認を受けた者 國家公安委員會
三 無線局の種類 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の基地局及び各陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全國一円
常置場所 徳島県三好郡池田町 東經一三三度四九分
字マキニ四八三番地 北緯三四度二分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、發振方式及び空中線電力 JQH123 A一 (注)五、九四五kc 水晶發振 一五W
十 空中線の型式及び構成 逆L型、V型、單條
十一 運用許容時間 通常の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二 その他 (注)の周波数の使用は、晝間に限る。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月五日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十八日 第八一四六号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 海上保安庁
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

電波監理委員会告示第四百十号

昭和二十五年電波監理委員会告示第二十三号國家公安委員會所屬徳島県那賀西地区警察署無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年十月五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年二月五日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
第十項を次のように改める。
十 空中線の型式及び構成 ダブルT
電波監理委員会告示第四百十一号
昭和二十五年電波監理委員会告示第二百四十四号國家公安委員會所屬徳島県那賀西地区警察署大頭派出所無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年十月五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年二月五日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
第十項を次のように改める。
十 空中線の型式及び構成 ダブルT
電波監理委員会告示第四百十二号
國家公安委員會所屬の徳島県三好郡池田警察署無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年八月二十三日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年二月五日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第四〇〇一号
二 承認を受けた者 國家公安委員會
三 無線局の種類 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の基地局及び各陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全國一円
常置場所 徳島県三好郡池田町 東經一三三度四九分
字マキニ四八三番地 北緯三四度二分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、發振方式及び空中線電力 JQH123 A一 (注)五、九四五kc 水晶發振 一五W
十 空中線の型式及び構成 逆L型、V型、單條
十一 運用許容時間 通常の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二 その他 (注)の周波数の使用は、晝間に限る。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月五日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十八日 第八一四六号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 海上保安庁
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

電波監理委員会告示第四百十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月五日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十八日 第八一四七号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 固定局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬の釧路固定局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 網走市北二條四丁目 東經一四四度一分
北緯四四度〇一分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、發振方式及び空中線電力 JNT15 A三 一、四〇〇kc 一、六五〇kc 水晶發振 終段陽極變調 二五W
十 空中線の型式及び構成 傾斜型
十一 運用許容時間 常時
十二 運用義務時間 不定
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月五日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一一三三号
二 免許人の名称 大洋漁業株式会社
三 無線局の種類 船局
四 無線局の目的 海運事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、大洋漁業株式会社所屬船局
六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に關する事項
七 免許の有効期限 昭和三十一年四月十二日
但し、無線電信については無期限
八 設置場所 千種丸(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号 JFYA







神戶海産物株式会社株式... 額面 金五万四千円... 発行年 昭和二十六年二月五日

受取人 東光商事株式会社... 小切手 額面 十五万五千円... 発行年 昭和二十六年二月五日

白松竹株式会社... 額面 金五万五千円... 発行年 昭和二十五年七月二十日

(別紙) 目録 東洋建設工業株式会社... 昭二十六年(家)第一五〇号... 昭二十六年(家)第一五〇号...

持人は昭和二十七年八月十一日午前十一時... 昭二十六年(家)第一五〇号... 昭二十六年(家)第一五〇号...

昭二十六年(家)第一五〇号... 昭二十六年(家)第一五〇号... 昭二十六年(家)第一五〇号...





法務府法規課が国の事業として編集した  
綜合法規書の最高峰  
地方自治庁 推薦  
各都道府県  
全国町村会指定

現行日本法規

加除式 A 五判豪華版  
全二十二卷二万八千頁  
定価一部九千九百円(送別)

東京都中央区銀座西七丁目一番地  
株式会社 帝国地方行政学会  
電話 銀座 2126~2129 番 振替東京 13 番 161 番

たので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月三十一日  
東京都墨田区寺島町六丁目八十番地  
株式会社服部商店  
清算人 中川 晃一

解散公告(第三回)

当社は昭和二十五年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当社に対し債権を有する方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月二十八日  
福島県伊達郡半田村大字南半田字六角四七  
福島鉄鋼工業株式会社  
清算人 関 真作

解散公告(第二回)

当社は昭和二十七年一月三十一日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当社に対して債権を有せら

明治二十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

附録 二十六年十一月三十日付参会附録(その二)三二頁

れる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年二月五日  
東京都中央区日本橋通二丁目五番地  
株式会社日本油脂新報社  
代表清算人 伊東 敦好  
清算人 斎藤 重明

解散公告(第一回)

当社は昭和二十六年十二月三十一日の株主総会の決議により解散致しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年二月一日  
大阪西区江戸堀北通一丁目三八  
株式会社三進社  
清算人 村岡 亮治

解散公告(第二回)

当社は昭和二十六年十二月九日の株主総会の決議により解散致しましたので当社に対して債権を有せられる方は

第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年二月五日  
東京都港区芝公園六号地共立薬大内  
共立株式会社  
清算人代表 坂本 貢

解散公告(第二回)

当社は株主総会の決議により昭和二十六年十二月二十八日解散したので当社に債権を有せられる方は本公告第一回掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出なき時は清算より除斥致します。

昭和二十七年二月一日  
新潟県古志郡宮内町大字宮内一七五〇  
新瀧工業株式会社  
清算人 小林壯之助

債権申出公告(第三回)

当社は昭和二十六年十二月三十一日株主総会の決議により解散致しました。たについては当会社に対し債権を有せらるる方は第一回掲載の日より二箇月以内にその債権をお申出相成たく、

若し右期間内に御申出がないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月三十一日  
東京都中央区日本橋兜町二丁目五十二番地  
関東企業株式会社  
代表清算人 吉田 三郎

社債償還公告

当社第四回号物上担保附社債第二号次定時償還の結果左記番号の債券が当籤しましたから公告致します。

償還金額 金四百万円也  
支拂期日 昭和二十七年二月二十日  
支拂場所 現物債は券面記載の支拂場所、登録債は指定支拂場所

一万円券(丙) 十万円券(丁)  
一〇〇一—一三〇〇 一一一—一二〇〇  
五〇〇一—五二〇〇 四九一—五〇〇〇  
昭和二十七年二月五日  
古河電気工業株式会社

社債償還公告

当社第五回号物上担保附社債第二号次定時償還の結果左記番号の債券が当籤しましたから公告致します。

支拂金額 金五百万円也  
支拂期日 昭和二十七年二月二十日  
支拂場所 現物債は券面記載の支拂場所、登録債は指定支拂場所

一万円券(丙) 十万円券(丁)  
一五〇一—一六〇〇 二二六—二四〇  
六四〇一—六五〇〇 九六一—九七五  
昭和二十七年二月五日  
倉敷レイヨン株式会社

第十四回決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在  
貸借対照表  
資産の部  
固定資産 八〇,四七三,三〇二・五三  
流動資産 七九,五二三,四四六・〇二  
負債の部  
借入金 五,六〇四,二八五・二二  
預金 三二〇,八五三,〇九一・七〇  
仮払金 三七,〇〇六,六一八・八八  
負債 四,九七四,九四三・二〇  
純資産 二〇,六五七,四四三・六〇  
合計 四三九,〇五七,一三〇・六三

債権申出公告(第三回)

当社は昭和二十六年十二月三十一日株主総会の決議により解散致しました。たについては当会社に対し債権を有せらるる方は第一回掲載の日より二箇月以内にその債権をお申出相成たく、

借入金 三三,三六七,四九一・三三  
保証金 四,〇三三,六八七・五〇  
前引金 二〇,六五七,四四三・六〇  
諸引金 八〇三,六三九・一五  
前期繰越金 三,八六八,六一六・七二  
当期利益金 四〇,三三〇,四四三・五三  
合計 四三九,〇五七,一三〇・六三  
昭和二十七年二月一日  
森下仁丹株式会社

第四期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)  
貸借対照表  
資産の部  
固定資産 三,三六六,四八〇・〇〇  
流動資産 九一,二八六,四二八・八五  
負債の部  
借入金 三,九五〇,五六九・八九  
雑入金 一〇,二四〇,〇八三・四一  
雑出金 二六,六八五,五四四・一五  
合計 一四,九四三,八一六・〇五

第四十五期決算報告書

昭和二十六年十一月三十日現在  
貸借対照表  
資産の部  
商品及未着商品 二九,五二八,九〇〇・八〇  
受取手形 四二,八七一,二七八・三三  
預金 二九,〇三三,八一七・七〇  
有価証券 一八〇,〇〇〇・〇〇  
銀行預金及現金 六,五二五,〇一三・八二  
土地 九,一八〇,六〇〇・二〇  
家屋及什器 七,二〇六,七八四・二五  
合計 二四,五八五,九〇八・六〇

第十四回決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在  
貸借対照表  
資産の部  
固定資産 三,三六六,四八〇・〇〇  
流動資産 九一,二八六,四二八・八五  
負債の部  
借入金 三,九五〇,五六九・八九  
雑入金 一〇,二四〇,〇八三・四一  
雑出金 二六,六八五,五四四・一五  
合計 一四,九四三,八一六・〇五

債権申出公告(第三回)

当社は昭和二十六年十二月三十一日株主総会の決議により解散致しました。たについては当会社に対し債権を有せらるる方は第一回掲載の日より二箇月以内にその債権をお申出相成たく、

債権申出公告(第三回)

当社は昭和二十六年十二月三十一日株主総会の決議により解散致しました。たについては当会社に対し債権を有せらるる方は第一回掲載の日より二箇月以内にその債権をお申出相成たく、

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
電話九段(33)五二一五 印刷所  
振替東京一九〇〇〇 官報課